

介護職員処遇改善特別支援事業業務委託仕様書

1 委託業務名

介護職員処遇改善特別支援事業

2 委託業務の目的

令和6年度報酬改定において、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算が介護職員等処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という）に一本化され、加算率が引き上げられたところである。

本事業は、介護サービス事業所等に対し、専門家による個別相談等を通じて処遇改善加算の新規取得や、より上位の区分の処遇改善加算取得に向けた支援を行うことを目的とする。

3 委託業務の内容

(1) 研修等の実施

- ・ 処遇改善加算の仕組みや取得方法等について説明会を開催する。
- ・ 研修は集合研修及びオンライン（非リアルタイム動画配信を含む）の両方で実施する。

(2) 個別相談等の実施

- ・ 処遇改善加算を取得していない事業所又は既に下位の区分を取得している事業所に対し、処遇改善加算の新規取得や、より上位の区分の取得意向を確認する。
- ・ 処遇改善加算取得の意向がある事業所等に社会保険労務士等の専門的な相談員を派遣し、処遇改善加算取得に必要な就業規則等の整備に係る個別の助言・指導及び各種書類の作成補助を行う。
- ・ 既に上位の加算区分を取得している事業所についても、処遇改善加算の適用となる要件を満たすための支援を行うものとする。
- ・ 処遇改善加算の取得の意向が確認できない事業所には、処遇改善加算を取得しない理由を確認し記録する。
- ・ 個別相談実施後に助言等を受けてどのような取組を行ったか、処遇改善加算の取得状況、賃金の推移等、支援の結果について確認し記録する。
- ・ 実施にあたっては、事業所の希望により個別訪問及びオンラインによる助言・指導を選択可能とする。

4 留意事項

- ・ 国や地方公共団体から委任を受けた同様の事業と重複する場合は、事前に県に相談するものとする。
- ・ 委託業務の遂行に関し、業務責任者を定めることとし、業務遂行体制を明らかにすること。
- ・ 委託業務の進捗状況については、定期的に県に報告すること。

5 その他

本仕様書に定めのない事項で、事業を実施するにあたって必要となる事項については、協議により定める。